

自動車リサイクル法のフロン類回収業登録等にかかる様式集

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号。以下「省令」という。）で定めてある様式

	書類の区分	名称及び様式
1	法第54条第1項の規定によるフロン類回収業者の登録の申請	フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書（省令様式第3）
2	法第57条第1項の規定によるフロン類回収業者の変更の届出	フロン類回収業者変更届出書（省令様式第4）

その他の様式（参考）

	書類の区分	名称及び様式
1	法第59条において準用する法第48条第1項の規定によるフロン類回収業者の廃業等の届出	フロン類回収業者廃業等届出書（別記様式第1号）
2	法第54条第2項の規定による法第56条第1項のいずれにも該当しないことを誓約する書面	誓約書（別記様式第2号）
3	フロン類回収業者登録証の再交付の申請	フロン類回収業者登録証再交付申請書（別記様式第3号）

様式第3(第50条関係)

フロン類回収業者登録申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

☐

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。)

	(ふりがな) 氏 名	役職名

法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の 氏名	
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所在地	(郵便番号)
電話番号	

回収しようとするフロン類の種類

CFC	
HFC	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

☑

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出します。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン類回収業者廃業等届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により、フロン類回収業者の廃業等について届け出します。

事業所の名称及び所在地	
登録の年月日及び登録番号	
廃業等の年月日	
廃業等の理由	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 この届出書は、廃業の日から30日以内に提出すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項各号(引取業)又は第56条第1項各号(フロン類回収業)に規定する下記登録拒否事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)又はこれらの法律に基づく処分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 第51条第1項(引取業)又は第58条第1項(フロン類回収業)の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 四 引取業者(フロン類回収業者)で法人であるものが第51条第1項(第58条第1項)の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しない者
- 五 第51条第1項(引取業者)又は第58条第1項(フロン類回収業)の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 引取業(フロン類回収業)に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

宮崎県知事

殿

(備考) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第3号

フロン類回収業者登録証再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおりフロン類回収業者登録証の再交付を受けたいので、申請します。

登録年月日	
登録証番号	
再交付申請の理由	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 再交付申請の理由の欄には、紛失、汚損の別を記載するとともに、紛失の場合にあっては、その経緯等について具体的に記載すること。
 - 3 既に交付を受けている許可証を添付すること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。